

鹿児島市医師会夜間急病センターにおける X 線撮影業務 新規登録要件

- ① 放射線業務歴が 5 年以上の者で、JART および県技師会会費の滞納がないこと。
- ② 夜間業務に支障のない健康体で、満 65 歳以下であること。
- ③ 地域医療に貢献するボランティア精神と診療放射線技師の品位と誇りを持って勤務できること。
- ④ 勤務先施設長の許可が得られていること。（許可証を提出願います）
- ⑤ アドバンスド RT 以上もしくはクリニカルラダー：レベル 2 以上の技師格を有すること。
（技師格の証明できる書面を提出願います）
- ⑥ 診療放射線技師賠償責任団体保険について、任意保険に加入していること。（保険証書の提出必須）
- ⑦ 年間 3 回実施される急病センター研修会に、やむを得ない理由を除いて出席できること。
- ⑧ その他、定められた事を遵守できること。
- ⑨ 勤務者は小児科領域の撮影経験があることが望ましい。

上記 9 項目をすべて満たした後、夜間急病センターにおいて 2 回の勤務研修を行います。その後、鹿児島県診療放射線技師会の常務理事会において、最終審議を行い、勤務を承認されたのち翌月からの急病センター勤務に従事していただくこととなります。

また、上記の項目について虚偽の申請を行った場合は勤務資格を失うものといたします。

鹿児島市医師会夜間急病センターにおける X 線撮影業務勤務 更新要件

- ⑩ JART および県技師会会費の滞納がないこと。
- ⑪ 夜間業務に支障のない健康体で、満 69 歳以下であること
- ⑫ 地域医療に貢献するボランティア精神と診療放射線技師の品位と誇りを持って勤務できること。
- ⑬ 勤務先施設長の許可が得られていること。（勤務先が変わった場合は許可証を再提出願います）
- ⑭ アドバンスド RT 以上もしくはクリニカルラダー：レベル 2 以上の技師格を有すること。
（技師格の証明できる書面を提出願います）
（認定ポイント、資格更新不可でアドバンス技資格を失効していない旨の書類の提出を願います）
- ⑮ 診療放射線技師賠償責任団体保険について、任意保険に加入していること。
（今年度の保険証書のコピーを提出願います）
- ⑯ 年間 3 回実施される急病センター研修会において、出席率が 60%以上を満たしていること。
- ⑰ その他、定められた事を遵守できること。

上記項目をすべて満たさなかった場合、翌年度以降の勤務に就くことはできません。その場合、再び夜間急病センター勤務に就くのに 1 年間の期間をおいての登録となります。期間があけたのち、再び鹿児島県診療放射線技師会の常務理事会において、最終審議を行い、勤務を承認されましたら、その翌月から急病センター勤務に従事していただくこととなります。

（勤務者の欠員がない場合には、再登録は延期となります。）また、上記の項目について虚偽の申請を行った場合は勤務資格を剥奪いたします。